

高知県障害児・者施設整備事業費補助金 (補助対象事業種別及び整備区分)

補助対象となる事業種別		整備区分										
		次世代育成支援対策施設整備交付金										
		創設	増築	増改築 (※1)	改築 (耐震化等 整備のうち 改築整備)	拡張 (※2)	大規模 修繕等 (※3)	スプリ ンク ラー設 備等整 備	老朽民 間児童 福祉施 設整備	防犯対 策強化 に係る 整備	避難 スペー ス整備	
県要綱第3条 (4)に掲げる施 設	児童発達支援事業所	○	○	○	○	○	○			○	○	
	放課後等デイサービス事業所	○	○	○	○	○	○			○	○	
	居宅訪問型児童発達支援事業所	○	○	○	○	○	○			○	○	
	保育所等訪問支援事業所	○	○	○	○	○	○			○	○	
	障害児相談支援事業所	○	○	○	○	○	○			○	○	
	児童福祉施 設	福祉型児童発達支援センター	○	○	○	○	○	○			○	○
		医療型児童発達支援センター	○	○	○	○	○	○			○	○
		福祉型障害児入所施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		医療型障害児入所施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 増改築・・・既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備(一部改築を含む)をすること

※2 拡張・・・既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備

※3 大規模修繕等・・・耐震化等整備事業のうち、改築を除く事業においては、既存施設の耐震補強のための補強改修工事、併せて付帯設備の改造等を行う次の整備

- ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯施設の改造工事
- ・その他必要と認められる上記に準ずる工事

※補助基準額については、令和8年度高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱が改正中のため、国の要綱(令和8年度改正次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱)をご参照ください。

※補助額 補助対象経費の3/4(施設の種別及び利用定員により上限額が異なります。)